令和7年第1回泉南市議会定例会 議会議案書

議 案 一 覧 表

(令和7年3月27日提出)

議 案	件名		委員会名	ページ
委員会提出 議案第1号	泉南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正す 制定について	る条例の	議会運営委員会	3

委員会提出議案第1号

泉南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月27日提出

議会運営委員会委員長 田畑 仁

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、 所要の規定の整備を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第1号

泉南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

泉南市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年泉南市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」 に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を 削る。

- 第27条第2項中「、この章において」を削る。
- 第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。
- 第32条第3項中「この章において」を削る。
- 第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。
- 第39条第3項中「この章において」を削る。
- 第47条中「第4章」を「前章」に改める。
- 第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。